

御船町農業委員会会議録

令和元年9月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和元年 9 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 9 月 10 日（火）午後 1 時 30 分から 2 時 30 分
2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎大会議室
3. 主席委員（14 名）

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	野田	孝光	委 員	9 番	藤本	隆盛
委 員	4 番	西橋	孝志	委 員	10 番	田端	幸治
委 員	5 番	荒木	崇	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	藤岡	雅子
委 員	7 番	池田	賢治	委 員	13 番	山本	富士夫
委 員	8 番	福島	則義	委 員	14 番	竹崎	幸雄

欠席者 無
最適化推進委員 7 名参加
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名 12 番 13 番
 - 4 議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 38 号 農業基盤強化促進法第 18 条について
 - 7 報告第 16 号 非農地と判断したので報告
 - 8 報告第 17 号 合意解約通知について
 - 9 報告第 18 号 耕作証明書発行について
 - 10 その他
5. 農業委員会事務局職委員

課	長	井上	辰弥
係	長	緒方	弘和
主	事	吉澤	輝

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。まず審議に入る前に開会の宣言を致します。農業委員全委員の参加で、御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 14 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員の 7 名の出席をいただいております。只今より令和元年 9 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

会長挨拶 はい。皆さん、こんにちは。暑い日が続いております、仕事になっておりません。もう外には出たくありません。今年は、虫が多いとうかがっておりますが、いかがでございませうか。山間部はどうですか。場所次第ですね。早く作付けした所が多いと聞いております。また、台風が接近しております。収穫まで何も無いと良いのですが。では、議事録署名委員の指名を行います。12 番 藤岡委員 13 番 山本委員を指名いたします。宜しくをお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 36 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 36 号農地法第 4 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。
議案第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
令和元年 9 月 10 日提出 御船町農業委員会会長 富田 早苗
次のページをご覧ください。

① 土地の所在地

大字〇〇〇字〇〇△-△ 地目 畑 面積△㎡。

申請者住所・氏名 大字〇〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

転用目的：宅地分譲

理由：4 条県許可。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。本日 4 条申請は、1 件であり

ます。それでは、申請番号①番です。12番の担当 藤岡委員より許可要件等の説明を致します。

議案第35号受付番号① ○○ ○○

12 番

現地確認へ参りました。

場所の説明を致します。4ページをお開きください。位置的には、○○○○になります。3ページも合わせてご覧ください。こちらの農地区分と致しましては、第3種農地と判断しております。都市計画地域になります。6ページをご覧ください。近隣は住宅地として整備が進んでいる地域であります。以前は建物が建っていたようです。面積は△㎡であります。熊本地震以降、御船町は住宅が必要と考え今回の申請にいたった。

一般基準に関しては、1から10までに該当するものについては適当と判断致します。排水同意も取れております。総合判断として、許可相当と判断致します。みなさんのご審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。この地目は、畑となっておりますが、以前は、建物等が建っていたのですか。

7 番

元々は、宅地であったが、取壊して農地へ戻したようであります。

議 長

そうなんですか。

事務局

議長、ご説明いたします。平成20年頃までは、住宅が建っていたのですが、地震の前に解体し、固定資産税が高いということで、平成25年に地目を畑に変えて、形状変更を行い、梅を作付けしていた様であります。それから、宅地分譲の申請に至ったようであります。

議 長

宅地は、農地にすることは出来るのですか。

事務局

はい、出来ます。毎月転用が出てきておりますが、農地から宅地へととなっております、これは農業委員会を経て許可が下りるようになっております。宅地から農地へ変えるのは、直接法務局へ出向いて、変更していただければ出来ます。(今回は、節税対策と判断致します。)宅地が更地で残っていると農地と比べて何倍かの税金を支払わなければなりません。熊本地震後は、よく相談はあっておりました。家を解体して、別の所へ家を建てて、解体した宅地を農地へ戻す例もあります。そこは、農業委員会は、関与いたしません。

議長 私が、新聞を読んで解ったのは、宅地の一部を農地には出来ないと言われていました。それで私は出来ないと判断致しました。

事務局 それは、家庭菜園と農地は違います。法務局が地目を認定する際に、宅地の一部を家庭菜園にすることは認めないと思います。その部分を分筆して、宅地の一部ではないと言い切れば、認められるかも知れません。

議長 それでは、認められませんかと書いてありました。

事務局 基本的には、認められません。

9 番 はい、質問よろしいでしょうか。農家の場合は、元宅地を農地にして出来るかもしれませんが、一般市民が、家を解体して農地にしたところで管理が出来るのでしょうか。

議長 それは、畑にはならないでしょうね。家庭菜園みたいなのであれば良いのでしょうか。農家がするような畑にはならないと判断致します。

事務局 先ほど緒方が説明した通り、一区画が農地であれば、認められると判断致します。今回の1筆△㎡ありますが、丸ごと畑に変えれば認められることとなります。(非農家であっても農地は保有できます。相続等でも出来ますから。)

議長 他に、この案件について、質問がある方はお願いいたします。無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第37号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第37号

農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和元年9月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。

① 土地の所在地

大字○○ 字○○ △-△ 地目田 面積△㎡。

譲渡人住所・氏名 ○○県○○市○○町△-△○○ ○○ ○○。

譲受人住所・氏名 ○○県○○○郡○○町○○△ ○○○○○

○○○○△ ○○ ○○。

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

② 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目田 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 〇〇県〇〇市〇〇町△-△〇〇 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△〇〇・〇〇〇〇〇△ 〇〇 〇〇。

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

③ 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目田 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 〇〇府〇〇〇〇市〇〇町△-△ 〇〇 〇〇。

〇〇県〇〇市〇区〇〇町△-△ 〇〇 〇〇。

〇〇〇市〇〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇〇〇△丁目△-△-△

市営住宅〇-△-△ 〇〇 〇〇 〇〇 〇。

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

以上3件3筆です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番 担当の5番荒木委員説明をお願いいたします。

議案第37号申請番号① 〇〇 〇〇

申請番号② 〇〇 〇〇

5 番

はい、議長申し訳ありませんが、①番②番の申請が、同じ箇所でありますのでまとめて説明しても宜しいでしょうか。

議 長

はい、解りました。お願いいたします。

5 番

では説明いたします。申請番号①②番は同じ箇所でありますのでまとめて説明させていただきます。

現地確認へ参りました。場所は10ページをご覧ください。〇〇〇の〇〇〇の真裏に当たります。8ページに戻っていただき、農地区分と致しましては、第2種農地と判断されます。面積が△m²であります。転用目的が個人住宅であります。雨水につきましては、敷地の雨水を集水し、隣接する既設水路に放流する計画であります。雑排水に関しては、公共下水道に接続し、放流する計画であります。区長より排水の同意は得られております。続きまして、申請番号②ですが、面積が△m²です。他は申請番号①番と同様であります。

一般基準です。1から10までの項目に該当する項目について

ては、適当と判断致します。よって、以上のようなことから総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆さんの審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。この案件 2 件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。

続きまして、申請番号③の要件等の説明を担当の 12 番委員藤岡委員お願いいたします。

申請番号③番

〇〇 〇〇 〇〇 〇。

12 番

はい、現地確認へ参りました。場所の説明を致します。24 ページをご覧ください。〇〇〇ため池下町道沿いになります。農地区分としては、第 3 種農地と判断しております。面積は Δm^2 であります。28 ページの写真をご覧ください。以前の申請は、手前の農地の転用でありましたが、今回は奥の農地を転用する計画であります。今回二世帯住居建設計画で、申請地まで建設となっております。 Δm^2 が農地であったため今回の申請となりました。この土地は、相続で得た農地で、27 ページに始末書が添付してあります。(そこが農地であるとは知らなかったようです。相続時) 農地の区分としては、第 3 種農地として判断しております。一般基準につきまして、1 から 10 までの項目について該当する項目は適当と判断致します。このようなことから、総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この案件につきまして、質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。ございませんか。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 38 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求めます。

令和元年 9 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。
議案書 6 ページ利用権設定がなされております。まずは、今

月提出された新規分の利用権設定等状況一覧表が掲載されております。1 件ございます。次のページは、所有権移転となります。農業公社を通した所有権移転であります。1 件ございました。続きまして、8 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和元年 9 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

令和元年第 9 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 329,458 m²畑の累計は、94,835 m²。田畑合計で 424,293 m²となっております。以上です。下の欄に所有権移転がございます。田 21,954 m²で合計も 21,954 m²であります。以上です。はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等ございましたらお願いいたします。

議長

議長

ご意見はございませんか。

それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。続きまして、報告をお願いいたします。報告第 16 号から 18 号までお願いいたします。

事務局

はい、議案書 10 ページをご覧ください。

報告第 16 号

農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。令和元年 9 月 10 日提出 農業委員長 富田 早苗。11 ページをお願いいたします。

11 ページから 12 ページに非農地通知一覧表を掲載しております。11 ページの 18 筆ですが、水越地区で上がったものであります。8 月 19 日より農地利用状況調査を実施した際に農地と認めないと判断されましたので、非農地申請に至りました。現地確認は、芥川委員・山本ゆ委員の 2 名で現地確認をさせていただいております。続きまして、12 ページです。下 3 行は、滝川の 3 筆になります。8 月 28 日に御船地区の 3 名池田委員・藤岡委員・藤村委員で現地確認をしていただきました。結果、非農地として承認しております。8 月 29 日に通知を発行して

おります。以上です。続きまして、報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和元年 9 月 10 日 提出 御船町農業委員会。次のページからに 10 件の合意解約が、提出されております。本日、ここに報告いたします。続きまして、報告第 18 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので、報告する。令和元年 9 月 10 日提出 御船町農業委員会。次のページをご覧ください。2 件「耕作証明書」発行しております。

議長

はい、ありがとうございました。報告ですので各自確認お願いいたします。議案はこれで終了いたしました。他には何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして 9 月度の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

12 番

㊞

13 番

㊞